尾張旭市監査公表第15号

令和2年3月30日付け尾張旭市監査公表第7号をもって公表した定例監査結果報告について、令和2年3月31日付け1こ第442号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

こども子育て部こども課

監査の指摘事項

子ども会活動事業費補助金交付事務に おいて、団体から提出された補助金等交 付申請書及び会員名簿が尾張旭市補助金 等交付規則及び子ども会活動事業費補助 金交付要綱に定める様式と異なる様式を 用いている。

措置状況

補助金等交付申請書及び会員名簿を尾 張旭市補助金等交付規則及び子ども会活 動事業費補助金交付要綱に定める様式と 同じものを用いるように改めます。